

守谷E地区まちづくり協議会会則

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 組織（第5条－第10条）
- 第3章 会議（第11条－第17条）
- 第4章 会計（第18条・第19条）
- 第5章 雑則（第20条）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、守谷E地区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

（範囲）

第2条 本会の活動に関わる範囲は、仲町、山王様前、つくし野、上町、若松町、赤法花、左近、上若、坂町、守谷コモンズ、同地、下町、城山、城内、新町の各自治会・町内会の区域及び県営住宅の区域とする。

（目的）

第3条 本会は、住み慣れた地域で、安心して住めるようお互いを支え合うことができる地域づくりを目的とする。

（活動）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）地域福祉活動の推進
- （2）多世代交流の機会創出
- （3）防災・防犯活動の推進
- （4）生活環境の整備
- （5）地域ニーズの把握
- （6）各種情報の発信・共有
- （7）その他本会の目的達成のために必要なこと

第2章 組 織

（構成員）

第5条 本会は、次に掲げる者の中から構成する。

- （1）範囲内の自治会・町内会の代表者
- （2）範囲内に住所を有する市民
- （3）範囲内を拠点として市民公益活動を行っている団体
- （4）範囲内に事務所又は事業所を有する事業者
- （5）範囲内又は隣接に所在する学校

- 2 構成員として入会しようとする者は、入会届（様式第1号）を本会へ提出するものとする。
- 3 構成員が退会しようとする場合は、退会届（様式第2号）を本会に提出するものとする。ただし、本人が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、退会したものとみなす。
- 4 本会は、前2項の届出があつた場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。ただし、暴力団等反社会的勢力の構成員及びこれに関係する者の入会は、拒むことができるものとする。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) その他 会長が必要と認める者

- 2 役員は、総会において構成員の中から選任する。ただし、欠員が生じた場合は、役員会において選任し、補充することができる。

（監事）

第7条 本会に監事2名を置く。

- 2 監事は、総会において選任する。

（相談役）

第8条 協議会は必要に応じ、会長の職にあつた者を相談役に置くことができる。

- 2 相談役は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。
- 3 相談役の任免は総会の決議によるものとする。

（任期）

第9条 役員、監事及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（任務）

第10条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会運営に関する事務を遂行する。
- (4) 会計は、本会の資金等を管理し、会計を処理する。

- (5) 監事は、本会の会計監査の任に当たるとともに、業務執行を監督する。
- (6) 相談役は、役員等の必要に応じ、助言する。

第3章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議（以下「会議」という。）は、定期総会、臨時総会、全体会議及び役員会とする。

(会議の招集)

第12条 定期総会は年1回とし、会長が招集する。

2 臨時総会は、構成員の3分の1以上の者から要求があったとき、又は役員会において必要と認めたときに、会長が招集する。

3 全体会議及び役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(会議の定足数及び採決)

第13条 会議は、その会議の構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会議の構成員は、これを出席者数に加えるものとする。

2 会議の議事は、会議出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(会議の議長)

第14条 総会にあっては出席者の互選により選出された者、全体会議及び役員会にあっては会長が議長となる。

(総会)

第15条 総会は、議決機関として次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則等の改廃に関する事項
- (4) 役員の承認に関する事項
- (5) その他、重要な事項に関する事項

2 総会は、構成員をもって構成する。

(全体会議)

第16条 全体会議は、次の事項の審議を行う。

- (1) 本会全体に関する事項
- (2) 本会の活動に関する事項
- (3) その他、構成員から審議する必要があると申出があった事項

2 全体会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 構成員

- (2) 会長が必要と認める者
(役員会)

第17条 役員会は、次の事項の審議を行う。

- (1) 総会に付議・提議する事項
- (2) 本会の運営に関する事項

2 役員会は、役員及び監事をもって構成する。ただし、監事は議事の採決に加わらないものとする。

第4章 会 計

(会計)

第18条 本会の経費は、交付金、委託金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査報告)

第19条 会長は、会計年度終了後、速やかに決算を行い、監事の監査を受けた上、総会に報告し、承認を得なければならない。

第5章 雑 則

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会運営上に必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付則

この会則は、令和2年3月26日から施行する。

守谷E地区まちづくり協議会 個人情報取扱基準

(令和2年 月 日制定)

(目的)

第1条 この取扱基準は、守谷E地区まちづくり協議会(以下「本会」という。)が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 各構成員は、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱基準を、総会資料により、毎年1回は構成員に周知するものとし、新規の構成員については書面の提示等により周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、各地区から構成員になる者の個人情報を取得するものとする。

2 本会が構成員等から取得する個人情報は、構成員等の住所、氏名、性別、電話番号、その他の情報で、構成員が同意する事項とする。

(利用)

第5条 本会が取得した個人情報は、次の各号に掲げる活動等において利用するものとする。

- (1) 構成員名簿の作成
- (2) 文書の送付
- (3) 構成員同士の情報交換

(管理)

第6条 取得した個人情報は、役員又は構成員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正に復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

(提供)

第7条 取得した個人情報は、次に掲げるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- (1) 構成員本人から、個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合
- (6) 守谷市、範域内の自治会・町内会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が、本会に関わる事務や活動を遂行することに対し、協力する必要がある場合

守谷 E 地区まちづくり協議会入会届

守谷 E 地区まちづくり協議会 宛て

守谷 E 地区まちづくり協議会会則に賛同し、構成員として入会を希望するため、入会届を提出します。

(ふりがな) 氏 名 [必須]	※団体の場合、団体名及び代表者氏名を御記入ください。
住所又は所在地 [必須]	〒 -
生年月日/年齢/性別	年 月 日生 / 歳 / ☐ 男 ☐ 女
電話番号 [必須]	自 宅 : 携帯電話 :
E-mail	
特技・資格等	
その他	※活動していることや関心のあることがありましたら御記入ください。

※ 個人情報は、守谷 E 地区まちづくり協議会個人情報取扱基準に基づき取り扱います。

※ 特技・資格等をお持ちの方に直接活動のお手伝いをお願いすることがあります。

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

守谷E地区まちづくり協議会退会届

守谷E地区まちづくり協議会 宛て

守谷E地区まちづくり協議会を退会したく、退会届を提出します。

(ふりがな) 氏 名 [必須]	※団体の場合、団体名及び代表者氏名を御記入ください。
住所又は所在地 [必須]	〒 -
理 由	☐ 一身上の都合 ☐ その他（ ）